平成28年度食品事業者経営基盤強化支援事業費補助金

「経営基盤強化のための機械設備導入を支援します。」

食品製造事業者の競争力向上を図るため、県内食品製造事業者が行う加工技術レベルや生産性の向上等により戦略的に経営基盤強化を図る取組のうち、経営革新計画※に基づき実施する新たな機械設備の導入を支援します。

※「経営革新計画」とは、中小企業新事業活動促進法による承認を受けた経営革新計画を指します。経営革新計画を 策定する際は、裏面下のお問い合わせ先にご相談ください。

(1) 事業主体

県内に主たる事業所を有し、かつ県内で1年以上の事業実績のある 食品製造事業者

(2) 対象事業

経営革新計画に従って実施する、次のいずれかに該当する事業。

- ①新たな加工品を作り出す、又は県外への委託加工を自社に取り込むための取組
- ②生産性向上のための取組
- ③衛生管理強化により品質向上や新事業開始を目指す取組

(3) 補助対象経費

機械設備費(中古品は対象外)、設置料、試運転費、その他知事が必要と認める経費

(4)補助額、補助率

上限200万円、1/2以内

(5) 補助対象期間

交付決定通知を受けた日から補助事業計画の完了の日とした日又は当該年度の 3月31日のいずれか早い日まで

募集期間

対象

平成28年4月18日(月)~平成28年7月15日(金) (交付状況によって、秋頃に再度募集する可能性があります。)

申請方法

ホームページからダウンロードした応募書類一式を作成し、必要書類を添付の上、下の申請先まで郵送又はご持参下さい。なお、添付する必要書類は次のとおりです。

- ① 直近3期分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、 製造原価報告書)
- ② 定款及び履歴事項全部証明書(個人事業者の場合は個人事項証明書)
- ③ 経営革新計画承認書、承認申請書一式の写し
- ④ 会社案内等、会社の概要がわかるもの

スケジュール

経営革新計画の作成

審查会

承認

経営革新計画の 実施期間

公募申請

審査会

採択

交付決定

補助対象期間

設備導入

稼働

補助金実績報告

補助金支払い

フォローアップ調査

【お問い合わせ先・申請先】

秋田県 産業労働部 地域産業振興課 食品工業班

〒010-8572 秋田市山王3丁目1-1 (県庁第2庁舎6階)

TEL: 018-860-2224 FAX: 018-860-3878

E-mail: induprom@pref.akita.lg.jp ※詳細は、美の国あきたネットからご覧ください。

「経営革新計画」の承認について

○中小企業新事業活動促進法の「経営革新」の定義

「事業者が新事業活動を行うことによって、その経営の相当程度の向上を図ること」

○承認の対象となる計画

新たな取組によって事業活動の向上に大きく資するもので、次の4種類に該当するものが対象

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動
- ※自社にとっての新たな取組であれば他の事業者が採用していることでも承認の対象になりますが、 既に相当程度普及しているものは対象にはなりません。
- ※現在の食品製造業の経営を継続するために、通常必要と考えられる機械・設備を更新または新規に 導入して効率化を図る取組などは、計画の承認の対象となる新たな取組には該当しません。
- ○計画の期間
- 3年間~5年間
- ○経営目標の指数(①及び②)
- ①付加価値額の向上

付加価値額又は1人当たり付加価値額が向上すること

- ・3年計画では9%以上、4年計画では12%以上、5年計画では15%以上の伸び率が設定されること
- 指標は次によること
- ※付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費
- ※1人当たり付加価値額=付加価値額/従業員数
- ②経営利益が向上すること
- ・3年計画では3%以上、4年計画では4%以上、5年計画では5%以上の伸び率が設定されること
- ○申請スケジュール

申請募集 随時

毎月末締め、翌月審査・承認

※当補助金に申請する場合は6月末日までに承認申請を行い、7月の承認審査会で承認を受ける必要があります。

○経営革新計画の承認に関する申請書の提出・相談先

秋田県産業労働部地域産業振興課

企業支援班(県庁第二庁舎3階018-860-2225)